■主な質疑応答の内容について

八丁平住民説明会における、ご質問及び回答の要旨を掲載しております。

土壌汚染について		
1	ご質問	今回土壌汚染が判明した市有地は小学校建設予定地となっている。小学校建設予定地と決定する際に土壌調査は行わないのか。また、公園を造る際に土壌調査は行わないのか。 区画整理を行う時に、土地の調査は行わないのか。八丁平地区に汚染された土が分散しているのではないか。
	回答	土壌対策汚染法が施行されたのは平成 14 年であり、当時は、法の規制がなかったため、調査は行っておりません。 区画整理事業による外周道路は昭和 60 年から平成 5 年、緑道は平成 6、7 年に整備が完了していますが、その時にはすでに、住宅が建ち始めていましたので、民有地に掘削土を搬入することはありません。 なぜ、埋め立て土から重金属類が検出されたのか、土砂が原因かについては、専門機関で調査を行っていきます。
2	ご質問	他の場所でも埋め立てが行われているのではないか。市有地、南公園だけではなく、近隣はもちろん、八丁平全域を 1 丁目、2 丁目と区域に分けて土壌調査をしてほしい。
	回答	八丁平地区については、今回の場所以外で埋め立てを行ったところはないと考えていますが、土地履歴や過去の資料を調査するなどして、確認していきます。 民有地の土壌調査については、汚染の原因と範囲を確定させた上で、必要性について検討していきます。
3	ご質問	室蘭は工業地域であり、他にも有害物質が埋まっているのではないか。 室蘭全域を調査してもらわないと、不安は取り除かれない。 汚染の原因が特定された場合は、室蘭全域を調査してもらえるか。
	回答	他の地区については、土砂の捨て場として利用されたという報告がありませんので、埋まっている場所はないと、現在把握しております。 全域調査を行うかどうかについては、汚染の原因と範囲を確定することで、判断していかなければならないと考えます。

4	ご質問	汚染物質が風などで大気中に広がることはないか。
	回答	飛散の問題については、今後、健康影響調査を行う中で確認していきます。
5	ご質問	畑を行っても問題ないか。フキや大根は食べても大丈夫か。また。落ち葉を拾っても問題ないか。
	回答	現時点では断言はできませんが、資料に載せているのは、土を直接口にいれた場合の影響です。土地の場所や、収穫時に土が付着している、といったことでも変わりますので、調査を行った上で回答させていただきます。
6	ご質問	事例として、東京都や京都市での例を挙げているが、こちらの地区の汚染原因は何か。
	回答	東京都については、製造業を行っていたため、京都市については工場の廃棄物埋め立てが原因ですが、詳細については把握しておりません。 後日確認の結果、汚染原因について、東京都の例では汚染場所に過去に立地していた工場の操業が原因と見られています。また、京都市の例では汚染場所が過去には「くぼ地」で、周辺工場等からの廃棄物の捨て場として利用されていたことが原因と見られています。
7	ご質問	埋め立てを行った当時、市は許可をしているのか。また、環境に関するデータは残っているのか。
	回答	当時は、埋め立てに関して、市が許可を与えるといった基準はありません。現在、埋め立てを行った富士製鉄、現在の新日鉄住金へ問い合わせをしています。
8	ご質問	汚染物質の確定時期はいつ頃か。調査に時間がかかるとのことだが、早く結果を示してほしい。
	回答	現在、昭和 20 年くらいまで遡り、企業へ問い合わせしながら、土地の履歴を調べています。土壌汚染の詳細な結果については、平成 26 年の 4～5 月頃に確定予定です。
9	ご質問	調査結果には、ヒ素化合物、鉛化合物といった記載があり、化合物も検出されている。化合物の成分について把握しているか。今後、化合物の成分調査は行うのか。
	回答	化合物については、分別して調査を行うのではなく総量として調査して

		います。
10	ご質問	土壌調査、水質調査のほかに、生物や草木についての調査は行うのか。
	回答	生物、草木についても、今後、有識者による健康影響評価検討委員会で確認し、お知らせいたします。
11	ご質問	調査結果について、検査機関の証明書はあるか。
	回答	国で指定している検査機関でなければ数値の有効性はありません。 本市も指定検査機関に調査を依頼しています。
12	ご質問	なぜ汚染原因を特定しなければ、他の場所の調査は行わないのか。並行して行うことはできないのか。
	回答	汚染の原因と範囲が特定されなければ、調査範囲を決定することができないと考えており、まず、汚染の原因究明と範囲の確定を優先して行います。
13	ご質問	汚染原因がわからないと調査範囲が確定できないというのは納得がいかない。過去の資料からだけではなく、昔から住んでいる方や、説明会に参加できなかった方へも聞き取り調査を行い、土壌調査をしてほしい。
	回答	土地利用状況からみると、埋め立てが原因の一つと考えているが、 専門機関の調査により、汚染の原因と範囲を特定することが重要と考えています。また、土地履歴についても長く住んでおられる方にもお話を聞きながら、調査を進めていきます。
14	ご質問	土壌調査について、地表 50cm の基準は何か。住宅の基礎工事の際に、50cm 以上掘削して埋め戻すが、50cm では浅いのではないか。
	回答	土壌汚染対策法の中で調査の方法が決められている。最初の調査として土の表面の部分の調査が定められており、それが地表から 50 センチとなっています。盛り土をすれば支障ありませんので、50cm を目安に対策を行います。

健康調査などについて		
1	ご質問	健康調査は、公園利用者や近隣住民のみが対象なのか。 過去に八丁平地区に居住していた住民は健康調査の対象になるのか。
	回答	健康調査の対象者を公園利用者等に限定することは考えておりません。 調査方法も含めて、有識者による健康影響評価検討委員会の中で検討します。
2	ご質問	健康調査で必要な血液の数値などを書面で教えてほしい。
	回答	今後、医師など有識者で構成される検討委員会にはかり、市が健康調査計画を策定いたしますが、その中で調査の項目や調査方法等について決定します。これらについては、住民説明会や市のホームページ、町会の回覧などにより、お知らせします。
3	ご質問	健康調査の調査内容と調査期間を教えてほしい。
	回答	健康調査計画の案を１月中に策定し、３月に健康調査希望者を募り、４月を目標に調査を開始します。血液検査などのほか、生活状況調査を行い、最終結果の報告は夏頃になります。
4	ご質問	10 年後、２０年後に健康被害が出ないかどうか、きちんと調査してもらいたい。
	回答	今後、医師など有識者で構成される検討委員会にはかり、その中で調査の項目や調査方法等について決定します。これらについては、住民説明会や市のホームページ、町会の回覧などにより、お知らせします。
5	ご質問	一番影響があるのはペットだと聞いている。急性中毒だけではなく、ペットへの慢性的な影響について調査してもらえるのか。
	回答	急性中毒については、鉛の場合、体重１キロで１０～２０ミリグラムで中毒を起こすと獣医師から回答を得ております。 慢性的な影響についても確認し、お知らせします。

補償について		
1	ご質問	八丁平に住み続けた場合、将来にわたって補償してほしい。わかっていれば八丁平の土地は買わなかった。例えば、代替地の用意など、補償はしてもらえるのか。
	回答	汚染の原因と範囲を確定することで、お持ちの土地の安全性も確認されることになりますので、詳細調査の結果が判明するまで、お待ちいただくよう、お願いします。
2	ご質問	民有地から汚染物質が出た場合に、どう対応してもらえるのか。
	回答	今回の汚染との関連性を検証する必要がありますし、その土地を誰から購入したかということにも関係しますので、個別に検討する必要があるものと考えます。
3	ご質問	健康被害があった場合の補償はどうなっているのか
	回答	今回の汚染との関連性を検証する必要がありますので、個別に検討する必要があるものと考えます。
周知方法・時期について		
1	ご質問	今後の予定を明確に、年単位ではなく、月単位のスケジュールを教えてほしい。
	回答	次回の説明会からは、月単位の予定を明確にし、お知らせします。
2	ご質問	今回のことは、新聞や町内会からの案内、公園立入禁止の　　通知のみだ。もっと密に連絡をしてほしい。 八丁平地区に居住していない人にも情報が伝わるように工夫してほしい。室蘭市民に伝わるように市政だよりに情報を載せてほしい。
	回答	市のホームページ、新聞報道、町内会の回覧、市広報誌などを活用し、広く市民の皆さんにお知らせしてまいります。
3	ご質問	一昨年の 12 月に土壌調査を行い、昨年 6 月には汚染が確定していたということだが、どうして公表が遅れたのか。
	回答	南公園については、隣接する市有地と土地履歴を同じくする盛り土をした部分(築山)のみの調査を行い、その結果を踏まえて、順次、範囲を広げ、一部立入禁止措置もとりながら、調査を実施してきたところであり

		ます。11 月に遊具が置かれている部分で数値が高いことが判明したため、この段階で公園等全面閉鎖の判断をし、12 月に立入禁止の措置をとりました。結果として、住民の皆様への報告が遅れたことにつきまして、深くお詫びいたします。
4	ご質問	公表が遅れたのは市役所の組織の問題ではないのか。今後どのように組織を変えていこうとしているのか。具体的に文書で回答してもらいたい。
	回答	情報共有体制における組織上の課題と受け止め、「悪い情報ほど直ちに共有を図る」ことを基本に日々の業務で実践していくこととしました。
5	ご質問	今日の説明会で終わりにするのではなく、長く対応していってほしい。
	回答	ご相談、ご意見、ご要望を受ける相談窓口については、長く継続していきます。
その他のご質問		
1	ご質問	柵のみでは、風で土が飛んでくるので、公園内のビニールシートが飛ばないようにしてほしい。
	回答	ビニールシートが飛散しないよう、定期的な監視を行っていきます。
2	ご質問	いろいろな人の話を聞いてみると、スラグが入っていると思う。昔から住んでいる人の話も聞いてみるべきでは
	回答	地籍調査の際は、古くから八丁平にいらっしゃる方々のお話も伺いながら進めていきます。
3	ご質問	八丁平児童クラブを学校敷地内に建設してほしいと以前から何年も要望していたのに、予算不足と却下されたのに、旧商業高校跡地が造成され、宅地分譲されると突然敷地内に建設が始まった。どういうことか?
	回答	八丁平児童クラブを学校敷地内に新たに建設することについては、地区の子どもが減少している中では難しいものと考えておりましたが、旧商業高校跡地の宅地造成が行われることとなり、それまでの旧商業高校の会館では対応が困難と判断いたしましたことから、敷地内での建設を決定いたしたところであります。これまで保護者の皆様にはご迷惑をおか

		けしたこと申し訳なく、お詫びいたします。
4	ご質問	南公園の代替公園はどのあたりに確保するのか。
	回答	同程度の規模の土地を確保することは難しいですが、今後町会のみなさんと協議しながら、特に利用の高い遊具の部分について、例えば、旧商業高校跡地の分譲宅地内にある公園用地を活用することも可能かと考えています。
5	ご質問	南公園に柵があるため、除雪に苦労すると思う。他に比べて除雪が遅いので。配慮をお願いしたい。
	回答	幹線道路優先だが、区域を細かく見直し、時間短縮を図っているのでご理解いただきたい。今回立入禁止にした箇所については、個別に対応していきます。
6	ご質問	対応窓口の連絡先を教えてほしい。
	回答	市民相談窓口の電話番号は 50 局 5100 番です。
7	ご質問	今までは南公園が避難場所だったが、これからはどこが避難場所になるのか教えてほしい。
	回答	八丁平南公園の再開までは八丁平北公園等の避難場所を利用願います。
8	ご質問	旧商業高校跡地の分譲地の土壌調査を市役所がどうして許可しないのか
	回答	内容が不明なので後日回答します ⇒民間所有地の土壌調査について、市には許可の権限はありません。 なお、旧商業高校跡地の分譲地は開発事業者が土壌調査を実施し、有害物質は分析可能な定量下限値の数値以下であったと伺っています。
9	ご意見	固定資産税、都市計画税、もう払いたくない 今まで払ってきた都市計画税、固定資産税は何だったのか。